

## 鳥取県告示第 127 号

平成 18 年鳥取県告示第 694 号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した鳥取ファッションモールに係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく新設の届出について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 意見書を提出した市町村  
鳥取市
- 2 鳥取市の意見の概要
  - （1） 障害者用の駐車場に監視員を配置するなど、障害者の店舗利用に配慮すること。
  - （2） 廃棄物の減量化により一層努めること。
  - （3） 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策を厳守すること。
- 3 縦覧に供する期間  
平成 19 年 2 月 13 日から 1 月間
- 4 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県商工労働部経済政策課  
鳥取市尚徳町 116  
鳥取市経済観光部産業振興課